# 平成25年第5回定例会 斑 鳩 町 議 会 会 議 録

平成25年12月2日 午前10時00分 開会 於 斑鳩町議会議場

工,田川晚县(工011)	1,	出席議員	(1	5名)
--------------	----	------	----	-----

1番 宮崎和彦

3番 中川靖広

5番 伴 吉晴

7番 嶋 田 善 行

9番 中西和夫

11番 飯 髙 昭 二

13番 里川 宜志子

15番 木田守彦

2番 小 林 誠

4番 吉野俊明

6番 紀 良治

8番 小野隆雄

10番 坂口 徹

14番 木澤正男

### 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏

係 長 大塚美季

#### 1,地方自治法第121条による出席者

 町
 長
 小
 城
 利
 重

 教
 育
 長
 清
 水
 建
 也

総務課長 黒崎益範税務課長 加藤惠三

福祉課長 本 庄 徳 光

健康対策課長 西 梶 浩 司

住民課長 清水昭雄

建設課長川端伸和

都市整備課長 井 上 貴 至

教委総務課長 山 﨑 善 之

上下水道部長 谷口裕司

副 町 長 池 田 善 紀

企画財政課長 西 巻 昭 男

住民生活部長 植 村 俊 彦

国保医療課長 寺田良信

環境対策課長 栗 本 公 生

都市建設部長 藤川 岳志 観光産業課長 清水 修一

会計管理者 西川 肇

生涯学習課長 佃 田 眞 規

下水道課長 上 田 俊 雄

#### 1,議事日程

H	程	1	会議録署名議員の指名
$\vdash$	11	1.	

- 日程2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について
- 日程 7. 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8. 議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例について

- 日 程 1 0. 議案第 4 5 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 1 1. 議案第 4 6 号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日 程 1 2. 議案第 4 7 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日 程13. 議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7 号) について
- 日 程14. 議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第3号)について
- 日 程15. 議案第50号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)について
- 日 程 1 6. 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正 予算 (第 2 号) について
- 日 程 1 7. 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第 1 号) について
- 日 程18. 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等 の変更について
- 日 程19. 議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更につい

て

日 程 2 0. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること について (その 1)

日 程 2 1. 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること

について(その2)

日 程 2 2. 同意第 1 5 号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いて同意を求めることについて

日 程23. 陳情第 5号 「要支援者に対する介護保険サービスの継続」

を求める意見書提出のお願いについて

## 1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

( 午前10時00分 開会 )

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成25年第5回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) おはようございます。

平成25年第5回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆さまには、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

また、10月の町長選挙におきましては、皆様の温かいご支援により無投票当選の栄に浴し、誠にありがとうございました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申しあげます。引き続き8期目の町政を担当させていただくにあたり、その施政方針につきましては後刻申しあげますが、本町の輝ける未来に向けて、初心を忘れず「みんなの笑顔があふれるまちづくり」に不退転の決意で取り組む覚悟でありますので、議員皆さまのなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

さて、本定例会には、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてなど、17議案を 提出させていただいております。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申しあげます。

平成25年度も残り4か月となり、諸事業につきましても順調に進捗しております。とりわけ本年は、法隆寺地域の仏教建造物が平成5年12月に日本初の世界文化遺産に登録されてから20周年という記念の年であり、様々な記念事業を行ってまいりました。これらの事業を通して、斑鳩の魅力を改めて町内外に発信できたものと考えております。今後とも、新たな発想で一歩一歩着実にまちづくりに取り組む所存でありますので、なにとぞ温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますけれど も、まずは招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第1 27条の規定により議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、12番 辻議員、13番 里川議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から12月18日までの17日間と定める ことについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月 18日までの17日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成25年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における 継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、飯髙委員長。

○建設水道常任委員長(飯髙昭二君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る11月19日建設水道常任委員会を開催させていただきましたので、 ご報告をいたします。

初めに、1.継続審査、(1)都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水 道事業に関することについて報告を受けました。

まず、町の主要な幹線工事では、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでいます岡本汚水幹線2工区工事は、シールド工法による管渠築造が完了し、現在、上流部の推進工事の残り244mの推進工事を行っており、また、シールド発進基地の原形復旧に今後取りかかっていくとのことです。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでおります目安汚水幹線2工区工事は、下流より3区間の推進工事が完了し、今後、残り4区間の推進工事を順次進めるとのことです。

次に、面整備工事について、9月の本委員会で報告しました工事箇所から、新たに神南5丁目地内、興留6丁目地内の路線を発注し、現在、施工計画協議及び事前家屋調査等の地元調整を行っているとのことです。

次に、稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区-1工事の路線では、岩瀬橋西詰交差点から既設マンホールへの推進工事と紅葉ヶ丘自治会への進入路部分の2区間の推進工事を完了し、今後、服部道内に残る2区間の推進工事に着手するとのことです。また、龍田4丁目地内8工区-2工事の路線では、下水道本管の埋設工事が全て完了し、各宅地に設置する公共汚水ますの設置工事及び後片付けに入っており、年内の竣工を予定しているとのことです。そのほかの4路線においても、下水道本管の埋設工事を順次進められています。

続いて、公共下水道接続申請状況ですが、平成25年10月31日現在の状況は、9月の本委員会で報告された8月末の申請件数から18件の申請があり、平成25年度に入り114件となり、申請総数が2,829件、利用世帯総数が3,223世帯となり、接続率が0.4%ふえ、65.5%となっています。

次に、融資あっせん利用件数は42件、また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請総数は38件で、いずれも9月の本委員会報告数より変わっておりません。

また、本年度において供用開始後2年を経過し未接続の家屋に対し、公共下水道への接続をお願いするチラシを各戸配布し、接続促進に向けた啓発活動を実施し、今後、公共下水道の整備拡大を図るとともに利用促進に努めてまいりたいとの報告がありました。委員からは、質疑はありませんでした。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて報告を受けました。

まず、いかるがパークウェイについては、初めに、いかるがパークウェイの白紙撤回を求める反対運動をされていた三室地区自治会では、10月13日に臨時総会が開催され、今後、自治会として反対運動を行わないということを決定されました。その後、いかるがパークウェイに関することについての協議を行っていく窓口となるバイパス問題検討委員会を自治会で組織されました。このようなことから、三室地区自治会住民の皆さまに事業に対するご理解とご協力をお願いしていくための環境が整ってきたとのことです。

続いて、工事の関係では、岩瀬橋周辺で工事が集中的に行われており、その状況として、10月8日からパークウェイ岩瀬橋へ交通の切替えが行われて、暫定供用がされた中で岩瀬橋周辺の工事が進められています。また、10月29日からは旧岩瀬橋の撤去に着手されています。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等についての地元調整の状況については、10月の12日に三室交差点付近の道路構造等について紅葉ヶ丘自治会を対

象に説明会を開催されました。

また、岩瀬橋西詰から三室交差点までの間では、計画的に用地取得を進めていくとのことで、10月27日、三室地区、新楓町地区において、11月10日には紅葉ヶ丘地区において関係権利者による土地の境界の立会いが実施されています。また、関係者にご理解を得て、10月23日から11月2日にかけて、紅葉ヶ丘地区の7件の住宅が残っており、この住宅の建物等の補償調査が実施されたところです。また、住宅以外の物件等の補償調査についても、関係者の了解を得ながら順調に調査が進められているという状況となっております。

また、いかるがパークウェイの事業促進と予算確保についての要望活動について、1 1月8日には、奈良国道事務所、奈良県知事に対する要望書を提出し、要望を行ったと のことです。

続きまして、法隆寺線整備事業では、国道25号取付部分において残っております1件について、以前マンションの管理担当者から施設の配置計画の提案を受け、その計画に基づき9月27日に協議を行ったとのことです。相手の方とは、事業地部分と代替地部分の面積を同じ面積での意向を示されており、面積を確定するために必要な国道明示についての申請及び立会いの準備を現在進めているとの報告がありました。

委員より、法隆寺線の事業地部分と代替地部分の面積について質疑があり、事業用部分については、現在のところ、約450㎡で、代替地部分につきましても事業用地と同じ面積で交渉しているとの答弁がありました。

次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告を受けました。

駅北口から南北の町道312号線、5号線の関係では、路線東側で残っていた1件について、9月10日から物件の撤去作業に着手され、同月17日に物件の撤去作業が完了されたとのことです。これを受けて土地の分筆登記、所有権移転登記の手続きを進め、10月8日に登記を完了しました。暫定的にこの部分を整備するための工事発注を行い、12月20日までを工期として、当該地南側と同様に歩行者等が通行できるように整備し、開放したいとの報告がありました。委員からは、質疑はありませんでした。

次に、2.12月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けました。

初めに、(1) 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、歳入予算の補正では、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金では、給与減額支給措置に伴います人件費の減額分として271万7千円を減額し、4億5,779万1千円に減額補正を行い、歳出予算の補正では、第1款公共下水道費で、給与減額支給措置

により人件費の補正として271万7千円の減額補正をお願いするとの報告がありました。委員からは、質疑はありませんでした。

次に、(2) 平成25年度水道事業会計補正予算(第1号)について、本年10月より水道料金を値下げしたことによる営業収益の減額及び給与減額支給措置並びに職員の配置換えに伴います人件費の予算補正についての報告がありました。

委員より、大滝ダムの完成に伴う県水料金の値上げについての質疑があり、県に確認 したところ、大滝ダムは既に供用されていますが、料金の値上げは考えてないとの答弁 がありました。

続いて、(3) 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、今回の条例改正 については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する 法律が公布されたことによるものと、地方税法の一部を改正する法律が施行されたこと による改正となっています。

その主な改正内容は、入居資格の拡大で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことにより、従来対象とされていた、配偶者からの暴力及び被害者に加え、今回、生活の本拠を共にし、共同生活を営んでいる交際相手からの暴力及びその被害者についても法の対象となったことから、本条例の単身入居を認める規定の一部を改正するものです。

また、延滞金の利率の見直しについては、地方税法の一部を改正する法律の施行によるもので、この改正で地方税に係る延滞金の利率の見直しがあり、これに伴い町営住宅の家賃に係る延滞金の利率の改正についての説明がありました。

委員より、配偶者や交際相手からの暴力を受けた方に対して、住宅のあきがあれば、これを適用することができるのかとの質疑があり、これは単身入居の拡大で、あきがある場合、入居対象により、抽選となるとの答弁がありました。さらに、委員より、緊急性を要する場合はどのようになるのかとの質問について、この場合は、まず県内では母子寮、あるいは県外での施設で一定の生活ができるようになっており、また町へ戻ってきても大丈夫という状況になったときに初めて町営住宅を申し込まれるという流れになっているとの答弁がありました。

以上、12月定例議会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、3. 各課報告事項について。まず初めに、(1) 平成25年度斑鳩町一般会計 補正予算(第7号)について、当委員会所管に関することについて、主に、給与減額措 置及び人事異動等に伴う影響額としての補正についての報告を受けました。委員からは、 質疑はありませんでした。

次に、(2)斑鳩町歴史的風致維持向上計画の国への申請手続きの状況について報告がありました。主に、斑鳩町都市計画審議会、斑鳩町景観審議会、斑鳩町文化財保護審議会からのご意見を賜った計画書の概要版について説明がありました。

委員より、龍田神社の祭りついて、また、岡原地区の里道整備について質疑があり、 一定の答弁がされています。

次に、(3) (仮称) 法隆寺周辺地区特別用途地区の指定に向けた状況について、法 隆寺周辺地区において、新たな都市計画となる特別用途地区の指定を行っていくことに ついての説明がありました。さらに、来年度、平成26年度のできるだけ早い時期に都 市計画決定及び条例の施行を目指し手続きを進めていきたいとの報告がありました。

委員より、現行の用途地域における建築基準法上の取扱いについて、また、地元商店 や自治会との協議について、また、地域の道路整備などについて質疑があり、一定の答 弁がありました。

続いて、(4) 斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付要綱(案) 骨子について、これは、法隆寺を初めとする世界文化遺産がある本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付するためのものであるとの報告がありました。

委員より、国・県における補助金の取扱いについて、現状変更の制限等についてなど の質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、(5) 大和川水系河川整備計画(案) について、国土交通省近畿地方整備局において、大和川における国管理区間を対象に、今後おおむね30年間で実施する川づくりの目標や具体的な整備内容を定める大和川水系河川整備計画の策定を進めていることについての報告がありました。委員から、富雄川の溢水について、また、富雄川における井堰の問題などについて質疑があり、一定の答弁がありました。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、1つは 北部配水池の安全管理と対策について、2つ目は各町営住宅の耐震化の状況について、 3つ目が旧業平橋の耐震化と整備について、4つ目はGISの視察における担当課の意 見についてなど質疑があり、一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては会議録に

整理させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。 同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま す。
  - 13番、里川委員長。
- ○厚生常任委員長(里川宜志子君) それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る11月21日木曜日に、全委員出席のもと委員会を開催させていただきました。 そのご報告をさせていただきます。

まず初めに、1として、継続審査案件、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の 推進に関することについてを議題といたしました。

まず、ごみ積替え施設の進捗状況についての報告がされております。本体工事、外構工事ともに、11月6日までに完成し、建築審査、消防検査などが終了しており、現在、施工業者によるダストドラムの試運転、性能検査を行っており、11月末に異常がなければ引き渡し準備に入り、12月6日までに竣工届が提出される見込みとなっており、その後、町により竣工検査、試運転などを経て、来年1月より積替え施設での作業開始の予定をしておるということです。それに伴いまして、施設見学会、稼動開始セレモニーを行う計画であることの報告がされましたが、日程につきましては既に議員皆さんに配布がされておりますので、報告は省かせていただきます。

見学会では、各自で会場まで来ていただくことを基本にし、自分で会場まで行く手段のない方については、午前9時から10時までの間、役場正面玄関から送迎をさせていただき、多くの町民の方にごみ処理や積替え作業についての理解と認識を深めていただき、当日は随所に職員や工事関係者を待機させ、設備の説明や質疑に対応するとの報告がされました。

続きまして、本年度予算計上した、3か年の継続事業である衛生処理場焼却棟解体撤去事業ですが、去る11月12日に制限付き一般競争入札を実施する予定だったものが、入札参加を表明していた3社全てから、災害復興工事関係により資材費、機材費、人件費、さらにはダイオキシン類関係を含めた処分費等などが非常に高騰しており、事前公表した予定価格と見積り額が合わないということで辞退の申し出があり、入札を実行できなかったことが報告されました。今回の辞退の理由を踏まえて設計金額の精査を行い

再入札を実施する考え方が示され、現予算での対応が難しいことから増額補正の必要が 生じることになるところ、12月議会での上程はもちろん日程に無理があり、また、3 月議会で上程をしても、そして議決をしても、年度内に事業が進捗しないこととなるこ とから、今年度に計上した継続費は全額減額する補正を行い、平成26年度当初予算で 年割額を含めて改めて予算計上をさせていただく考え方であることを委員にも理解を求 めて報告がなされました。

委員からは、1つとして、機械の故障などの対応の体制について、2つとして、機械メーカーの一定期間のフォローについて、3つとして、施設見学会に各自行っていただいたときの駐車スペースや安全対策について、4つとして、衛生処理場の解体工事の辞退に伴う計画変更の地元周知について、5つとして、解体工事の再入札での増額補正は設計書の変更などが伴うのかについてなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2点目といたしまして、12月定例会の付議予定議案について、資料に基づいてあらかじめ説明を受けました。既に皆さんに議案書となって配布されておりますので、内容につきましては省略をさせていただきます。1、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、2、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、4、斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、5、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、6、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、6、平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、説明をされまして、いくつかの確認のための質疑等がございましたが、付議予定議案ということで、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきました。

次に、3番目の各課報告事項についてを議題として、順次報告を受けることといたしました。その1、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、資料である歳入歳出総括表に基づき、住民生活部所管について説明を受けました。1つとして、子ども医療費の今後の動向を踏まえた考え方について、2つとして、子ども・子育て支援のシステム変更の町の負担が非常に大きいことについてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。2つ目といたしまして、年末年始のごみ処理業務について、資料に基づき説明を受けました。これに対しまして、住民への周知を徹底できるようにすることについて委員から要望がありました。

また、その他の報告としては、斑鳩町と畿央大学との包括的な連携協力について、去

る11月12日火曜日に協定を締結したこと、そして今後、人的・知的資源の交流・活用を図り、健康づくり、子育て支援、教育等の多岐にわたる分野で協力していくとの報告がありました。この報告につきましては、特段の質疑はありませんでした。

続いて、4点目のその他についてを議題といたしましたところ、いきいきの里の駐車 場奥の歩行用の道の拡幅の進捗状況について、そしてまた、その上の駐車場が暗いこと についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要でございますが、詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(中西和夫君) 次に、日程 5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。 同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま す。
  - 14番、木澤委員長。
- ○総務常任委員長(木澤正男君) それでは、11月18日に総務常任委員会を開催いた しましたので、その概要について報告をさせていただきます。

まず最初に、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町文化財活用センターの運営について、11月2日から12月1日まで秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の銅鏡展―鏡副葬の意義をさぐる―」が開催され、今回は銅鏡の意義や種類について知っていただき、藤ノ木古墳の鏡の副葬の歴史的意義を理解していただくことを目的として、藤ノ木古墳の石棺内より出土した4面の銅鏡の里帰り展示を行う計画で事務手続きを進めていたが、貸出元の奈良県立橿原考古学研究所付属博物館による事前のX線撮影において、3面の銅鏡にひび割れの詳細な状態が確認されたことから、輸送及び展示における破損事故を未然に防ぎ、その保全を図るために、その3面については複製品に変更し、展示をした。

また、この展示会の認識を深めていただくために、11月10日に斑鳩町文化財活用 センター長による記念講演会「私の古鏡の調査と研究―藤ノ木古墳の鏡について―」を 開催しました。

また、この展示会にあわせて、藤ノ木古墳の秋季の石室特別公開を11月2日と3日の2日間開催し、2日間で1,469人の見学者があった。

今回も、法隆寺国際高校及び奈良大学の学生にボランティアとして受付や解説の補助などに協力していただき、さわやかに対応していただいたとの報告がありました。

続いて、小田原市との文化交流事業について、11月16、17日の両日で、町民の 方々に小田原市の戦国から江戸時代にかけての貴重な文化財である史跡小田原城や史跡 石垣山などを小田原市の文化財担当職員の方などの案内のもとに訪れていただき、小田 原市の歴史や文化についての理解を深めていただく取組みが行なわれたとの報告があり ました。

続いて、史跡中宮寺跡の整備について、引き続き実施設計の作成を行っているところであり、事業地東側や南側における盛土造成の詳細な設計とともに、盛土に対して雨水排水の勾配やレベルに矛盾がないかなどを検証する作業を行っている。また、塔基壇や金堂基壇部分について、復元する基壇の高さや勾配、塔基壇上面に復元する礎石位置の検討など、詳細な設計図面作成に向けた作業を行っており、11月29日には文化庁より調査官を招いて、現地において整備内容の確認や整備手法について指導、助言を行っていただく予定である。また、12月13日には整備検討委員会を開催し、実施設計の最終調整を行っていきたいと考えているとの報告がありました。

これらの報告に対し、質疑をお受けしましたが、委員からの質疑等はございませんでした。

以上が、継続審査案件に関する審査の概要です。

次に、12月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明を受ける ことといたしました。

まず最初に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めたところ、担当課長より、斑鳩町子ども・子育て会議を設置することに伴い、当会議委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を廃止するため、所要の改正を行うものである。また、斑鳩町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に係る施策に関する事項を審議するため設置するものであり、斑鳩町子ども・子育て会議設置条例を12月議会に、この条例と同時に上程する予定であるとの説明がされました。報告に対して質疑をお受けしたところ、委員より、子ども・子育て会議設置条例のことについての説明はないのかとの質疑があり、理事者より、子ども・子育て会議設置条例については厚生常任委員会のほうで説明する予定であるとの答弁がありました。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めたところ、担当課長より、今回の町税条例の一部改正については、平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、平成25年4月1日に施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成26年1月1日以後に適用となるものについて所要の改正をするものであり、主な内容については、個人町民税の関係では、1つ目に、寄附金税額控除の対象範囲の拡大で、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附のうち、住民の福祉の増進に寄与する奈良県内に所在する公益社団法人、公益財団法人、特定公益増進法人等に対する寄附金について寄附金税額控除の対象にするものであり、本改正に伴う影響額は、平成24年分の確定申告書の状況から試算すると、約1万円の減収になるとのことです。

2つ目に、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税特例について、 被災時の所有者のほか、被災居住用家屋に居住していた相続人についても、当該家屋の 敷地を譲渡する場合、相続人は、被相続人がその財産を取得をした日から所有していた ものとみなし、譲渡所得の課税の特例を適用するものである。また、現行制度による特 例の適用はこれまでにはないとのことです。

3つ目に、住宅ローン控除の延長・拡充について、住宅ローン控除の入居対象期限を 平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、平 成26年4月から平成29年12月までの期間で、購入した住宅に係る消費税率が8% または10%の場合、控除限度額を9万7,500円から13万6,500円に拡充す るものである。この住宅ローン控除による町の減収額については、これまでも全額国費 で補てんされており、改正後においても同様の措置がされることとなっている。平成2 4年度決算では、地方特例交付金として2,081万3千円が交付されているとのこと です。

4つ目に、公的年金からの特別徴収制度の見直しについて、年金特徴の年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収額を前年分の年税額の2分の1に相当する額とすること、また、特別徴収税額通知後に税額が変更された場合、現行では普通徴収に切り替わるが、特別徴収を継続するものである。なお、本改正は税額に影響はなく、徴収方法の見直しを行うものであるとのことです。

5つ目に、金融所得課税の一体化について、金融・証券課税の一体化のため、国債、 地方債といった公社債等の利子及び譲渡損益について、上場株式等の配当及び譲渡損益 と同じ税率及び課税方式とするとともに、これらの間で損益通算ができるよう変更する ものであり、本改正に伴う影響額は、国による影響見込額をもとに試算すると、17万 6千円の減収となるとのことでした。

次に、その他では、延滞金の利率の見直しについて、現在の金利状況にあわせ、町税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、1年間の貸出約定平均金利により、毎年、延滞金利率を定めることとなる。

平成26年1月1日から延滞金利率について、最近の貸出約定金利である1%として 試算すると、本則の延滞金14.6%については9.3%に、納期限後1か月以内の延 滞金7.3%については3.0%となる。

施行日は、平成26年1月1日とし、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用するものであり、本改正に伴う影響額は、平成24年度の延滞金の決算額、およそ340万円に対し、およそ280万円となり、60万円の減収となるとの説明がされました。

報告に対して質疑をお受けしたところ、委員より、延滞金の利率の見直しは国の指導で行うものなのか、それとも町独自で行うものなのか、また、1年ごとに見直すと説明があったがこれまではどうだったのかとの質疑があり、理事者より、今回の見直しは地方税法の改正によるものであること、また、延滞金については2種類あり、本則の14.6%はずっとそのままできている。もう1つの1か月以内の利率7.3%については、平成12年1月から特例を設けており、平成25年12月31日までは、公定歩合に4%を足すということで、財務大臣が指定する率に伴って毎年改正しているとの答弁がありました。

次に、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の説明を求めたところ、担当課長より、今回の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,759万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ87億5,749万7千円とするものである。詳細な項目については割愛をさせていただきますが、項目以外の部分についても、本年度予算に計上して3か年の継続事業により執行する予定の衛生処理場焼却棟解体撤去工事で、去る11月12日に制限付一般競争入札を実施して施工業者を決定する予定で進めていたが、入札参加を表明していた3社全てから辞退の申し出があり、入札を取りやめたとの報告がありました。

これらの説明・報告について質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

次に、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、また、奈良県

市町村総合事務組合の規約の変更について、この2つについては、奈良県消防広域化に伴うものとして、一括して理事者に説明を求めたところ、担当課長より、これらの2つの付議予定議案については、平成26年4月1日に奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合に加入する構成市町村等が変更となることから、当該規約の変更等を行うものである。

まず、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更については、奈良県広域 消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組 合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防 組合が解散されることとなったため、解散する4組合については当組合の構成団体では なくなり、当組合を組織する組合の数が減少することとなることから、地方自治法に基 づき奈良県知事に許可を申請するため、議会の議決を求めるものである。

続いて、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更については、組織の変更と同様の理由により、解散する4組合については当組合の構成団体でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を当組合の構成団体とするため規約の一部を改正する必要があり、先ほどと同じく、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

これについて質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

以上、12月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町協働のまちづくり指針(案)について、9月1日に行った斑鳩町共同のまちづくりフォーラムで実施したアンケート結果について、各項目ごとの集計結果や特徴について報告いだだいたとともに、斑鳩町まちづくりの指針(案)についても項目に沿った説明がされました。

報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、アンケートでいただいた意見について、実現可能と考えるものとそうでないものとを選んでいるが、どういった機関でそういう判断をされたのか。せっかくいただいた意見をそういう形で分けてしまうと選ばれなかったものが生かされないことになるのではないか。また、今後のスケジュールについて。さらに、指針案の中で斑鳩としての特徴はどんなところなのかとの質疑があり、理事者より、アンケートでいただいた意見については、推進委員会の中で審議するために、早い段階で実現しやすいものとして印をつけているものであり、今後協議をしてい

くための下資料として作成されたもので、一般に公開していくとかこれを絶対のものとしていくというものではないということでご理解いただきたい。2つ目に、今後のスケジュールについては、12月にパブリックコメントを実施し、その結果を受け、1月から2月にかけて第6回目の協働のまちづくり推進委員会を開催し取りまとめを行い、その取りまとめの後、改めてまた総務常任委員会に報告をしていきたい。3つ目に、特徴としては、歴史・文化の豊かな斑鳩町の良さを生かしたものになっているところであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、滋賀県愛知郡愛荘町との災害時における相互応援協定と、法隆寺との災害時における避難所等施設利用に関する協定について、和歌山県西牟婁郡上富田町に続いて、滋賀県愛知郡愛荘町との災害時における相互応援協定についても、12月17日の火曜日に締結する運びとなった。また、法隆寺との災害時における避難所等施設利用に関する協定を、12月9日の月曜日に締結する運びとなった。この協定の締結は、被災した町民及び帰宅困難となった観光客の避難場所の確保に大きく寄与するものであるというふうに考えているとの報告がありました。

次に、3点目として、国内最初の世界文化遺産、法隆寺地域の仏教建造物が登録20周年を迎えるのを記念とし、12月15日、日曜日、いかるがホールにおいて、斑鳩フォーラム「法隆寺の歴史と太子信仰」を開催し、第1部では「法隆寺の歴史と太子信仰」をテーマにしたパネルディスカッションを、第2部では斑鳩町と姫路市の和太鼓の共演を、第3部では未来に伝えたい町内の身近な文化財や自然、お祭りなどの行事等をテーマに児童・生徒たちが作成した絵画の作品展「私が選ぶ世界遺産」の表彰式を行う予定であるとの報告がありました。

次に、その他について、委員の皆さんにお聞きしたところ、委員より、1つに、龍田地区での地域交流館建設にかかる経緯について、2つに、町長車の駐車場あたりで行われている工事について、3つに、ごみ積替え施設整備に関する入札が不調に終わった件について質疑があり、理事者より、地域交流館については地権者と協議を進めてきたが、最終的には土地の提供を断られた。理由は、納税猶予がかかっている土地だったので、途中で売るとかなりの金額で課税されてしまうとのことで、また、今後のことについては、龍田第一地区から新たに要望書があがってきた段階で検討する。また、4か所の計画のうち残りの3か所について、いつまで要望を受けていくのかという点については、10年間の財政計画の中で6億円を見込んでいるので、今のところはそれで対応を考えている、2つ目に、工事が行われている部分については、空調設備に関するものである

との答弁でした。3つ目に、入札については、今年6、7月以降、急に人件費や材料費が高騰しており、国土交通省から、例えば4、5、6月に契約した分であっても、再度精査して再契約するようにとの通達がきており、今年度、それらについては、既に変更契約をかけて増額をしている。しかし、この工事については、もう設計も終わっており、予算も決まっていることから、金額も大きいため、ひょっとしたらこのままでもいけるのではないかという思いで入札にかけた。しかし、今後やはり、いろいろな社会情勢を踏まえて対応していきたいとの答弁がありました。

これらの答弁を受けて委員からは、地域交流館について、設置しやすいよう条件など をもう一度精査してほしいとの要望がありました。

以上が、閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきま しては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、 総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。 これより町長の施政方針を求めます。

小城町長。

○町長(小城利重君) 本定例会は、私の8期目の任期が本格的にスタートする議会であり、今後の町政運営に取り組む所信の一端を申しあげさせていただき、議員の皆さま並びに住民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと思います。

まずは、今後4年間の取組方針と町政に臨む決意について申しあげます。

このたびの斑鳩町長選挙におきまして、当選の栄に浴し、11月11日から4年間、 引き続き町政を担わせていただくこととなりました。

今回の選挙は、無投票当選という結果を受け、私に対する住民の皆さまの期待は、これまで以上に大きく、責任の重さに身が引き締まる思いであります。

これからの町の舵取りには、初心に立ち返り、住民の皆さまにお約束した公約のひとつひとつに丁寧に取り組み、町の発展のために、評価にお応えできるよう、全力で努めてまいります。

さて、昭和60年11月の町長就任以来、私は、「住民の幸せ、斑鳩の未来に全身全 霊を注ぐ」という信念のもと、あらゆる課題に挑戦し、実行してまいりました。

8期目となるこれからの4年間は、これまで取り組んできた施策の着実な実現はもとより、ともに支えあう気持ちを持ち寄り、心を一つにできる、そして人々の日常生活の

営みや生き方を大切にするまちづくり、さらには、次代の担い手である子どもたちが健 やかに育ち、安心して暮らせる社会の実現などのさまざまな課題の解決を通じ、第4次 斑鳩町総合計画の将来像である「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの 中に息づく"新斑鳩の里"」の実現に向けた取組みを進めてまいります。

私は、これまで多くの住民の皆さまにお会いし、さまざまなご意見、ご提言をいただいてまいりました。

住民の皆さまの思いを実現するため、ふるさと斑鳩を「誰もがもっと住みよいまちに」という命題に取り組むことが私の使命であると考えております。

解決するべき諸課題に対処しながら、基礎固めのできた斑鳩町のさらなる発展につな げるためにも、託された4年の重さに対する認識を新たにし、全身全霊で努めてまいり ます。

このようなことから、私は、斑鳩町のあるべき姿を的確に見据え、公約の柱として掲げました。「子どもの笑顔が見えるまちづくり」「笑顔で元気に暮らせるまちづくり」「安全安心のまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「快適に住めるまちづくり」「歴史文化資源の保全と活用」「未来につなげるまちづくり」を基本に、個々具体の事業展開に向けての検討を重ねつつ、着実に実行してまいります。

それでは、これら施策の方向性と主な取組みにつきまして、7つの柱立てに即して申 し述べます。

はじめに、第1の柱、「子どもの笑顔が見えるまちづくり」であります。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い、ともに生きることができるようになること、このような子どもが笑顔で健やかに育つことは、子どもの親のみならず、今の社会を構成する全ての人々の願いであり、また喜びであります。

そして、子どもの健やかな成長は、本町にとっての最大の資源である「人」づくりの 基礎であり、すばらしい未来への投資でもあります。

子どもの笑顔があふれる社会の実現のため、安心できる子育て環境、質の高い教育環境の充実にさらに取り組み、出生率奈良県1位をめざしてまいります。

主な取組みについてであります。まず、子育て施策の充実として、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざして、平成26年度に (仮称)斑鳩町子ども・子育て支援計画を策定し、教育・保育・子育て支援の充実を図 ってまいります。

また、現在、生き生きプラザ斑鳩の子育てルームで実施しているつどいの広場をさらに広くご利用いただくため、出張つどいの広場を企画するなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をめざしてまいります。

さらに、新生児訪問や乳幼児訪問指導を通して、子育でに関する情報の提供や個々に応じた相談を実施するとともに、臨床心理士等の専門職による相談体制の充実などにより、さらなる育児不安の軽減に努めてまいります。また、子どもの成長段階に応じた子育で相談や心理相談、青少年悩みごと相談、スクールカウンセラー事業などの相談事業を引き続き展開するとともに、各相談事業の連携を深め、その体制の充実を図ってまいります。

また、これまでの各種ワクチンの助成に加え、B型肝炎ウイルスにつきまして、乳幼児期にワクチンを接種すると抗体ができる割合が高くなり、B型肝炎を予防できることから、平成26年度から町単独事業として、B型肝炎ウイルスワクチン接種費用の一部助成を行ってまいります。

次に、教育の充実として、学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた 学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さまのニーズが、学校運営により迅速 かつ的確に反映されることが重要でありますことから、学校・保護者・地域の連携を充 実させるため、学校運営協議会(コミュニティスクール)の設置を進めてまいります。

また、地域との協働による教育力の向上を図るため、学校と地域がパートナーシップを築き、学校と地域が連携を図ることで、地域の子どもたちを育み、地域の絆づくりと活力あるコミュニティを形成することにより、地域の教育力を向上させるため、学校支援本部事業や放課後子ども教室事業などの学校・地域パートナーシップ事業の取組みを進め、地域の人々が主体的に社会参画し、相互に支え合うための環境整備を進めてまいります。

次に、第2の柱、「笑顔で元気に暮らせるまちづくり」であります。

私は、少子高齢化が急速に進むなか、住民にとって一番幸せなことは、日々、生きがいを感じながら笑顔で暮らせること、健康で元気に長寿をまっとうできることではないかと思っております。

そういったことから、保健・医療・福祉の連携を進め、住み慣れた地域や家庭で自立 した生活を送れる取組み、さらには、健康寿命の延伸を図り、健やかで心豊かに活力あ る生活ができる取組みを進めてまいります。

主な取組みについてであります。

まず、地域コミュニティ交通の拡充として、本町においては平成12年度からコミュニティバスを運行しておりますが、より利便性を高めるとともに、本町にふさわしい地域公共交通を構築するため、斑鳩町地域公共交通会議において、本年度中に斑鳩町生活交通ネットワーク計画の素案を策定してまいります。高齢者の方が健康で楽しく暮らせるように、買い物や通院などの日常生活に不可欠な地域公共交通を充実させ、外出機会をふやすことで生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、日常生活上の身近な交通機関として利用していただけるよう努めてまいります。

次に、福祉の充実として、高齢者の社会参加の積極的な支援を図り、生きがいのある 生活を送っていただけるよう交付している高齢者優待券について、平成26年度からの 見直しに向け、JRなども利用できるイコカカードの導入やタクシーの利用に関しまし て、その利用金額も含めて、現在、調査研究を進めているところであります。

また、高齢化に加え核家族化も進んでいることから、1人で外出することが困難な高齢者等への支援として、住民票の写し等の証明書をご自宅等まで配達する宅配サービスの実施に向け、取り組んでまいります。

さらには、高齢者の一人暮らしや高齢者だけの世帯など、ごみの分別や地域の集積場所へごみを排出することが困難な世帯に対して、見守りやお声がけを兼ねた「ごみ出しサポート事業」を実施してまいります。

次に、健康づくりの充実として、健やかに心豊かに生活できる活力あるまちづくりを めざし、今後も「第2期斑鳩町健康増進計画」に基づき、生活習慣病の発症や重症化予 防などに取り組むとともに、ボランティア団体等と協働して、地域の健康づくりを推進 してまいります。

次に、第3の柱、「安全安心のまちづくり」であります。日常生活は、すべて安全で安心できる生活環境の上に成り立っていることは申すまでもありません。すべての政策の基本ともいえる安全・安心の確保に向けて、防災・消防、防犯など、今後も社会情勢に対応しながら、不断の取組みを進めていく必要があります。とりわけ、大規模地震や大雨による洪水・土砂災害への対策を最優先課題とし、改めて根本から検証しながら、より実効性のある仕組みや備えとなるよう、必要な取組みを進めてまいります。

主な取組みについてであります。

まず、災害対策として、現在、見直し作業を進めている「斑鳩町地域防災計画」に基

づき、避難場所や防災空間を確保するとともに、避難ルートの確保や災害対策活動の円 滑化を図るなど、災害対策の充実に努めてまいります。さらに、確実な情報伝達手段や 物資の確保、人員の動員など、広域的な協力体制の充実に努めてまいります。

また、住民への防災に対する啓発活動を進めるとともに、地域ぐるみの自主防災体制の確立をめざし、自主防災組織の設立促進と活動を支援してまいります。

さらに、公共施設の耐震性能の向上を図るため、公共建築物の耐震化を進めるとともに、学校や保育園などの施設における非構造部材の耐震化についても取り組んでまいります。

また、ため池の耐震化について、ため池の現状等を把握するための一斉点検を実施するとともに、地震による被災の影響が大きいため池については、堤防のボーリング調査などの地質調査を行いながら耐震性の調査を実施してまいります。さらに、大和川流域総合治水対策として、流域市町と連携し、浸水被害の軽減に向けた対策手法などの検討に取り組んでまいります。

次に、暮らしにおける安全・安心の確保として、防犯灯の設置・維持管理、下校時の 児童の見守り、地域における啓発活動など、住民が主体となって行う防犯活動を支援し てまいります。

また、住民の安全と良好な生活環境の保全を図るため、(仮称)斑鳩町空き地適正条例や(仮称)斑鳩町空き家対策条例の制定に取り組んでまいります。

次に、第4の柱、「環境にやさしいまちづくり」であります。東日本大震災により、電力不足などのエネルギー問題が顕在化し、今まで当たり前のように使っていたエネルギーについて、私たち一人ひとりが考える機会となったことで、再生可能エネルギーの活用をはじめ、未来の地球環境についての意識が社会全体で高まっております。

こうしたなか、本町では、住民の環境意識の高さに支えられて、ごみの減量化・資源 化やISO14001の推進、廃食油の再利用などの独自の取組みによって自然と共生 するまちづくりが少しずつ進んでおります。

今後は、真に環境負荷の少ない、持続可能なまちの実現をめざし、さまざまな施策を 積極的に推進してまいります。

主な取組みについてであります。

まず、循環型社会の形成として、「斑鳩町地球温暖化対策地域協議会」や「環境保全 推進委員」といった環境保全活動に対して、さまざまな支援を行い、行政、事業者、地 域が一体となった効果的な取組みを進めてまいります。 また、楽しみながら環境保全への活動に取り組んでいただけるよう、現在、空き缶回収機での回収に導入しているポイント制度を他の環境保全活動にも活用できるよう制度を充実してまいります。

さらに、学校・幼稚園施設の使用電力削減による環境負荷の低減を図るため、教室等の照明をLED照明に更新してまいります。平成26年度から年次的に更新工事を進め、小・中学校、幼稚園の計8施設を整備していくこととしており、こうした環境に配慮した整備を児童・生徒の学習・生活の場である教育施設において行うことによって、児童・生徒の環境問題に対する意識の向上も図れるものと考えております。

次に、ゼロ・ウェイストの推進として、ごみ処理については、処理施設を持たない町 として、これまで以上にごみ減量化・資源化への取組みが重要となり、脱焼却・脱埋立 てをめざすゼロ・ウェイストの推進は不可欠であります。

このことから、住民、事業者の皆様に、ゼロ・ウェイストの認識や目標を共有いただくための啓発事業の充実に努めるとともに、脱焼却・脱埋立ての具体的な目標を内外に公表する「ゼロ・ウェイスト宣言」も視野におき、その宣言時期などを検討してまいります。

また、現在、約3,500世帯で取り組んでいただいている「生ごみ分別収集モデル事業」につきまして、町全域での実施に向け、さらに取組みを強化するとともに、事業系一般廃棄物の適正処理並びに減量化・資源化を図るため、事業系の生ごみ分別搬入を推進してまいります。

また、「小型電子機器」や「ガラス類」、「紙おむつ類」など、あらゆる廃棄物の資源化処理について調査研究し、資源化できるものから順次、取り入れていくなど、脱焼却・脱埋立てを実現するための施策を充実させてまいります。

次に、第5の柱、「快適に住めるまちづくり」であります。本町は、国道25号、168号の2本の国道と県道が広域的幹線道路として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいます。国道25号は交通量が多く慢性的に渋滞が発生し、また、歩道が少ないため、道路環境の改善が課題となっております。このようななか、都市計画道路であるいかるがパークウェイや法隆寺線の整備を計画的に進めており、早期に完成することが望まれております。

主な取組みについてであります。まず、いかるがパークウェイの整備促進では、現在、 小吉田モデル区間から竜田川の岩瀬橋西詰の間を平成26年春に供用開始できるよう工 事が進められるとともに、竜田川から三室交差点の間では、紅葉ヶ丘・三室地区・新楓 町の皆様のご理解をいただき、計画的な用地取得に向けての測量調査や補償物件調査が 行われるなど事業の進展が見られております。

さらに、小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間でも早期に整備されるよう国と調整しながら、三室交差点から県道大和高田斑鳩線までの早期の供用に向けて鋭 意取り組んでまいります。

次に、国道25号歩道設置では、歩行者の安全性の確保や利便性の向上を図るため、 国の直轄事業として整備を進めていただいております。龍田大橋付近では、用地の協力 が得られた部分から暫定整備が行われており、また、法隆寺観光自動車駐車場から法隆 寺東交差点までの間では、用地取得のための測量及び補償物件調査が進められていると ころであります。今後も、引き続き、早期整備をめざして国と連携しながら取り組んで まいります。

次に、上水道では、今日の水道事業を取り巻く環境は大変厳しく、節水型社会の到来などによる給水収益の減少や既存施設の経年による劣化など、様々な課題に直面するなか、東日本大震災などを教訓に、災害に強い水道施設の構築や危機管理体制の充実などに積極的に取り組むことが、水道事業者の責務として求められております。

そのようなことを踏まえて、老朽化が著しい北部配水池のドーム屋根の改修をはじめとし、第一浄水場から北部配水池までの送水管の新設、老朽管の更新及び三井浄水場における各施設の監視システムをリニューアルするなど、耐震化に向けた改修を進めてまいりました。

今後におきましても、老朽管の更新に取り組むとともに、各施設の耐震化及び管路網の充実を図り、事業の持続性、信頼性を確保しながら、より安全で良質な水を安定的に供給していけるよう努めてまいります。

次に、公共下水道の整備につきましては、大和川などの公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に整備区域の拡大に取り組んでおります。平成24年度末には供用面積が約182~クタールとなり、普及率は43.8%、接続率につきましても64%と順調に推移いたしております。

今後は、稲葉西2丁目、興留8丁目及び高安西1丁目地内の集中浄化槽で処理されている区域の整備を進め、現在の下水道事業計画区域となる約290ヘクタールの整備に取り組むとともに、接続率の向上に努めてまいります。

次に、第6の柱、「歴史文化資源の保全と活用」であります。本町は、世界文化遺産 の法隆寺に代表される寺社や文化財、古墳や地域に残る身近な文化遺産など、豊かな歴 史と文化資源に恵まれております。文化活動も盛んに行われていますが、その豊かな資源が必ずしも十分に活用されている状況とはいえません。斑鳩らしいまちづくりの展開にあたっては豊かな歴史と文化資源の活用が重要な課題であります。これら歴史と文化資源の活用を通して、斑鳩への愛着や誇りを高め、地域のまちづくりへの参加意欲を高めると同時に、外に向けての斑鳩の魅力発信や来訪者の増加、産業の活性化につなげてまいります。

主な取組みについてであります。まず、歴史的な町並みの保全と活用やまちなか観光の推進では、これまで、法隆寺周辺をはじめとする重要な地域においては、古都保存法や風致地区条例などの法令や制度的な規制と地域の人々の努力によって、良好な市街地環境や自然環境が維持され、今日まで受け継がれてきました。

しかし、近年の少子高齢化や商業の集積地域の変化などにより、本町固有の歴史的景観が失われつつあります。

こうしたことから、歴史的資源を維持・活用したまちづくりを進めるための「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的価値の高い建物の修景や歴史的町並みに調和した店舗展開などを積極的に推し進めることで、歩いて楽しめるまちあるき空間を創出してまいります。

次に、文化財の保全と活用では、聖徳太子ゆかりの史跡中宮寺跡について、塔や金堂 基壇の整備を中心に貴重な遺跡の保存を図るとともに、地域の皆様はもとより、斑鳩の 里を訪れる方々の憩いの場となるような史跡整備に努め、貴重な歴史遺産の保存と活用 に努めてまいります。

また、町内所在の古墳などの遺跡のほか、民家や古文書に対する基礎的な調査を推進 し、それらのなかでも重要なものについては、その解明に向けた学術調査を進めてまい ります。

次に、第7の柱、「未来につなげるまちづくり」であります。今後の行政運営とめざ すべき社会サービスの充実のためには、住民と行政による協働の仕組みをつくることが 重要であり、住民の力を生かす重点的な取組みが必要となってまいります。まず、住民 と行政が地域の課題を共有できる環境をつくり、協働のあり方についての仕組みを確立 し、さまざまな事業や施策への住民参加を進めてまいります。

また、住民のライフスタイルが複雑化・多様化するなか、行政サービスも画一的なものではなく、どれだけ住民のニーズを反映したものになっているのかが重要となり、提供された行政サービスによって、住民の満足度がどの程度向上したのかが成果として求

められるようになってきております。

コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼とした、これまでの量的な行政改革は、 行政運営のスリム化に一定の成果をあげており、引き続き、継続していく必要がありま すが、今後は、限られた経営資源の中で、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、 住民の満足度の高い行政サービスを提供できる、質的な行政改革を進めてまいります。 主な取組みについてであります。

まず、住民と行政の協働のまちづくりであります。第4次斑鳩町総合計画のスローガンである「ともに生き、ともに育むまち」には、住民と行政が互いに協力してこのまちを育んでいくという願いが込められています。これからのまちづくりは、住民がまちづくりの主人公となり、住民やNPO、ボランティア団体、民間事業者など多様な主体による多様な社会サービスを提供することが求められていることから、住民と行政がともに協働に対する理解を深め、協働の仕組みを構築するため、(仮称)協働のまちづくり指針や(仮称)協働のまちづくり条例を制定し、斑鳩町協働のまちづくり推進委員会を中心に、協働のまちづくりに向けた総合的な取組みを進めてまいります。

次に、行政改革では、「第4次斑鳩町行政改革大綱」に基づき、「行政経営の改革」、「行政サービスの改革」、「行財政の改革」を基本方針として、質と量の改革を行い、 施策・事業の執行を通じて、行政改革を進めてまいります。

また、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の安全・安心・快適な生活を最優先に考えた行政サービスを継続的・効率的に展開していくため、職員のコミュニケーション能力を高め、地域住民の期待に応え、地域の課題を発見し解決方策を立案し実行する高い能力を備えた人材の育成に努めてまいります。

以上、町政運営の取組方針と町政に臨む決意について申し述べさせていただきました。 私たちのまち斑鳩には、聖徳太子の「和の精神」のもと、先人たちがたゆまぬ努力で守ってきた自然をはじめ、歴史的な遺産や文化などの魅力あふれる豊かな資源があります。 悠久の歴史と伝統の重みをしっかりと受け止め、議員皆様方のご理解とご協力のもと、 町政を運営してまいる所存であります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程 6. 議案第 4 1 号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例について、日程 7. 議案第 4 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程 8. 議案第 4 3 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程 9. 議案第 4 4 号 斑鳩町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例について、日程10. 議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を 改正する条例について、日程11. 議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例について、日程12.議案第47号 斑鳩町町営住宅条例の一部 を改正する条例について、日程13.議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正 予算 (第7号) について、日程14. 議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第3号)について、日程15.議案第50号 平成25年度斑 鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程16. 議案第51号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程17.議 案第52号 平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、日程18. 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、日程1 9. 議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について、日程20. 諮問 第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程21. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、日程 22. 同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める ことについて、日程23.陳情第5号 「要支援者に対する介護保険サービスの継続」 を求める意見書提出のお願いについて、以上、18議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました17議案について、総括提案説明を求めます。 小城町長。

○町長(小城利重君) 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等を説明いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、ごみ積み替え施設整備工事についてであります。ごみ積み替え施設の本体工事及び外構工事は去る11月6日に完了し、その後、建築審査、消防検査等を経て、ダストドラムの試運転、性能検査を行ったところであります。12月6日には竣工届が提出される予定であり、竣工検査及び試運転などを行ったあと、平成26年1月14日から稼動することといたしております。

また、12月21日に町民の皆様を対象とした施設の見学会を、1月14日には稼動 セレモニーを開催する予定であります。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。稲葉車瀬区間の工事についてでありますが、現在、主に岩瀬橋周辺を中心に工事が進められているところであり、いかるがパークウェイ岩瀬橋への交通の切替えによる暫定供用も行われ、周辺の整

備が鋭意進められているところであります。

次に、岩瀬橋西詰付近から三室交差点までの道路計画等に係る地元対応の状況では、 去る10月12日に三室交差点付近の道路構造等について、紅葉ヶ丘自治会を対象に説明会が開催されております。

また、同区間における計画的な用地取得を進めていくため、関係者のご理解をいただきながら用地測量調査や物件補償調査も順調に実施されてきております。このような事業が進捗するなか、本町といたしましても国土交通省をはじめ関係諸機関に対して、事業促進と予算確保を目的とした要望活動を行ってきたところであります。

今後におきましても、円滑に事業が推進されるよう、奈良国道事務所と連携を図りながら地元調整等に努めてまいりたいと考えております。

次に、法隆寺線整備事業についてであります。国道25号取付け部分において残っております1件の関係につきましては、補償についても交渉が進展している状況であり、交渉がまとまれば、本定例会に補正予算の追加上程をお願いしてまいりたいと考えております。また、交渉の状況により1月にずれ込んだ場合は、できれば臨時議会の開催をお願いして、早期に契約を締結してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申しあげます。

次に、国道25号の歩道設置事業についてであります。龍田大橋付近の歩道設置事業は、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、交渉がまとまったところから順次契約を締結されております。また、町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置事業につきましては、用地取得に向けて、用地測量調査や建物等の補償物件調査が進められております。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要の説明をさせていただきます。

はじめに、議案第41号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてであります。 子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に係る施策 に関する事項を審議するため、斑鳩町子ども・子育て会議を設置するとともに、斑鳩町 次世代育成支援地域協議会を廃止するものであります。

次に、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第41号のとおり、斑鳩町子ども・子育て会議を設置することに伴い、当会議の委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるとともに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会委員に支払う報酬等を削除するため、所

要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。平成25年度の地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成26年1月1日以後に適用となる、寄附金税額控除の対象範囲を拡大すること、住宅ローン控除の延長・拡充を図ること、金融所得課税の一体化及び延滞金の利率を見直すこと等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。 先の議案第43号と同様に、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、金融所得課税の一体化等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。 先の議案第43号と同様に、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険料 に係る延滞金の利率を地方税に係る利率に合わせるため、所要の改正を行うものであり ます。

次に、議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先の議案第43号と同様に、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を地方税に係る利率に合わせるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律及び地方 税法の一部を改正する法律の施行に伴い、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を 受けたことにより保護等の対象となった者を、町営住宅の入居資格者に追加するととも に、町営住宅の家賃に係る延滞金の利率を引き下げるため、所要の改正を行うものであ ります。

次に、議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,759万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ87億5,749万7千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第12款分担金及び負担金、第2項負担金では、保育園保育料で、広域保育に係る保育料が当初見込みを下回ることから、99万2千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、673万6千円の増額補正をお

願いするものであります。その主な内容は、自立支援給付費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費が当初見込みを上回ることから、1,693万5千円の増額、児童手当交付金で、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ったことから、1,097万9千円の減額などとなっております。第2項国庫補助金では、地域生活支援事業費補助金で、障害者移動支援業務委託料が当初見込みを上回ることから、34万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、8 13万7千円の増額補正をお願いするものであります。第2項県補助金では、387万 3千円の増額補正をお願いするものであります。その主な内容は、安心こども基金特別 対策事業費補助金で、子ども・子育て支援制度に係る全国総合システムと連携した制度 管理システムの導入費用に対して、新たに補助金が交付されることから、369万9千 円の増額などとなっております。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、357万3千円の増額補正をお願いする ものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、平成24年度の後期高齢者医療療養給付費 負担金精算金272万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、可燃ごみ積み替え施設整備事業債で、後年度の財政負担の軽減を図るため、4,200万円の減額補正をお願いするものであります。 続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして申しあげます。はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の早期・中途退職や育児休業・病気休暇の代替等により、臨時職員賃金等で1,072万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、「福祉基金」にいただいた寄附金166万円の積立てと、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う、国保職員給与費等繰出金511万4千円の減額補正をお願いするものであります。

第3目老人福祉費では、養護老人ホーム措置費が当初見込みを下回ることから、63 1万9千円の減額補正をお願いするものであります。

第5目医療対策費では、子ども医療費助成等の各助成金が当初見込みを上回ることか

ら、290万円の増額補正をお願いするものであります。

第8目障害福祉費では、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見込みを上回ることから、3,573万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴う、職員給与費繰出金210万8千円の減額補正をお願いするものであります。また、第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」に備えて、制度管理システムを導入することから、システム導入業務委託料997万5千円の増額補正をお願いするものであります。

なお、本事業につきましては、本年度会計において事業完了ができないことから、繰 越明許費の予算補正をあわせてお願いしております。

第2目保育園費では、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見込みを上回ることから、広域入所委託料285万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第4目児童手当支給事業費では、児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ったことから、1,242万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費では、第2目塵芥処理費で、衛生処理場焼却棟解 体撤去事業に係る工事請負費等2,080万円の減額補正をお願いするものであります。 衛生処理場焼却棟解体撤去事業につきましては、本年度から3か年の継続事業により執 行することとしておりましたが、この契約に係る制限付一般競争入札が不調に終わった ことから、設計金額の精査を行い、改めて平成26年度当初予算において、継続費を予 算計上させていただきたいと考えております。また、本事業に係る継続費を廃止する変 更につきましてもあわせてお願いしております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴う、公共下水道事業特別会計繰出金271万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費では、第3目私立学校振興費で、私立幼稚園 就園奨励事業の一部補助単価の改定等により、私立幼稚園就園奨励費補助金が当初見込 みを上回ることから、240万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、 第3項中学校費では、第2目教育振興費で、臨時講師の配置について、常勤講師1名が 増員となったことにより、臨時職員賃金では189万8千円の増額補正をお願いするも のであります。 次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、「斑鳩の里歴 史文化遺産保存・活用基金」にいただいた寄附金163万2千円の積立てをお願いする ものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じた財源307万7千円を留保する ことといたしております。

次に、議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,615万7千円を増額し、歳入歳出それぞれ37億6,950万4千円とするものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で、一般被保険者療養給付費の増額補正に伴い、療養給付費等負担金1,320万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、財政調整交付金37 1万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款県支出金、第2項県補助金で、国庫負担金と同様の理由により、財政調整交付金371万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款繰入金、第1項他会計繰入金で、給与減額支給措置及び人事異動等に伴 う人件費に係る一般会計繰入金511万4千円の減額補正をお願いするものであります。 最後に、第10款諸収入、第2項雑入で、本補正予算において歳出額が歳入額を上回 ったことにより不足する財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので2, 063万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第1款総務費、第1項総務管理費で、給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費所要額494万6千円の減額補正をお願いするものであります。また、第2項徴税費では、総務管理費と同様の理由により、賦課徴収費16万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費では、本年度の医療に要する給付が当初見 込みを上回ることから、一般被保険者療養給付費4,127万1千円の増額補正をお願 いするものであります。

次に、議案第50号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ271万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ14億1,838万3千円とするものであります。

その内容といたしましては、給与減額支給措置等に伴う人件費の補正として、歳入予

算では、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金で271万7千円の減額補正を、歳出予算では、第1款公共下水道費、第1項下水道管理費で216万6千円、第2項 下水道新設改良費で55万1千円、合わせて271万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第51号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ210万8千円を減額し、歳入歳出それぞれ20億5,231万1千円とするものであります。

その主な内容といたしましては、給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の補 正として、歳入予算では、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金について、歳出予算で は、第1款総務費 、第1項総務管理費について、それぞれ210万8千円の減額補正 をお願いするものであります。

次に、議案第52号 平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。その主な内容といたしましては、まず、収益的収入におきまして、本年10月分からの水道料金の引下げに伴う給水収益の減額により、水道事業収益7億3,979万1千円から2,250万円を減額し、7億1,729万1千円とするものであります。

次に、収益的支出におきまして、給与減額支給措置及び人事異動等に伴う人件費の補 正として、水道事業費用7億1,128万円から191万6千円を減額し、7億936 万4千円とするものであります。

次に、議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてであります。知事の許可の日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散されることとなりました。解散する4組合につきましては、当組合の構成団体でなくなり、当組合を組織する組合の数が減少することとなることから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。 先の議案第53号でご説明いたしましたが、解散する4組合につきましては、当組合の 構成団体でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を当組合の構成団体とするた め、規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定に 基づき奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第3号及び諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)及び(その2)であります。

現委員の西尾雅央氏及び應矢志図香氏の任期が、平成26年3月31日をもって満了となることから、引き続き西尾雅央氏を、また、應矢志図香氏の後任として森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。

現委員の宮崎莊平氏の任期が平成25年12月21日をもって満了となることから、 後任として吉岡祥充氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案 どおり議決を賜りますようお願い申しあげます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程20.諮問第3号、日程21.諮問第4号、日程22.同意第15号の以上3議案を除く、町長提案の14議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 6. 議案第 4 1 号 斑鳩町子ども・子育て会議設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第41号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7. 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第42号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第43号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) 先ほど委員長報告をお聞きしている中で、町税収入にこれが、この条例によってどのような影響があるかということで、確か17万6千円の減収となるだろうというような報告がされていたかと思うんですけれども、これがいつの時点の減収というふうな見込みなのか、トータルしての見込みなのか、その辺がちょっと私自身もわかりにくかったんで、この件についての減収見込みについて町のほうがどのように把握をされておられるのか。いやいや、これは減収にならないんですよというのか、その辺、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、改めてこの際ですのでお尋ねをしておきたいと思います。これはね、金融所得課税の一体化の推進ということになっているんですけれども、本来、多くの住民の皆さんがご利用なさっている預貯金利子の課税率というものはどうなっているのか、それとの比較がどういうふうになっているのか、そして、この一体化の推進というのは海外に、先進国に学んでいるというふうに思っておるんですが、日本はその預貯金の利息との関係の中で学びきれていないのではないか。モデルにしたのはイギリスだというふうなことを日本が言っているようですけれども、イギリスは預貯金の利息も非課税というような取扱いをやっているというふうな形になっている中での矛盾、こういったものについて、やはり町も町民の皆さんの財産を守る、命、暮らし、財産を守るという考えのスタンスの中で、こういう問題についてはどのように受け止めておられるのか。私自身は、少しこの辺に海外に学びきれていないのではないかなという点もありますので、その辺も含めまして、少し町の見解をお聞かせいただいておきたいというふうに思います。

○総務部長(乾善亮君) 今回の地方税法の改正の中で、今、質問者がおっしゃいましたように、金融所得課税の一体化ということで改正がなされます。そしてこの町税条例も改正をさせていただくということでございますが、一応その影響額が、国の影響額の見込み額を元に試算をいたしましたところ、17万6千円の減収になるという見込みであるということでございますが、これは、施行が平成29年1月1日の施行でございますので、平成29年度から一応適応させていただくということでございますので、29年度の個人住民税から変わってくると、配分できなくなってくるということでございます。

そしてもう1点、預金利子との関係ということでご質問でございますけれども、現行が、今、軽減がかかっておりまして、預金利息の関係は10%ということになっておりますが、平成26年1月1日から本則の20%課税になるということで、税率が上がってくるという関係でございます。

- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) そうですよね。公社債投信とか株式とかのほうは優遇をされるにもかかわらず、多くの住民の皆さんが利用されている預貯金の課税のほうは逆に上がるんだということの中で、そして、このISAの金融所得課税一体化の推進の、日本はイギリスをモデルにしたといえども、イギリスのほうでは預貯金については非課税というような取扱いをしている。

これ、アメリカとかドイツとか先進国でやっておられるところについて、こういうふうに預貯金の利息についてやっているところが今のところは日本だけになっているというふうに、私は聞き及んでおります。ですから、その辺の、ちょっと矛盾みたいなものを感じているわけなんですけれどもね。

私は町もそういう町民の皆さんの暮らしや財産、命を守るために、その辺、どのようにこの施策についてお考えになられているかということについてお尋ねをしたかったのですが、お答えがございませんでしたが、私の総括質疑はこれで結構です。答えることができないというのか、あまり考えておられないのかなというふうに、私は感じました。以上です。

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第43号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程9. 議案第44号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程10. 議案第45号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につい てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第45号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程11. 議案第46号 斑鳩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第46号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程12.議案第47号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例につい てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第47号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程13.議案第48号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程14.議案第49号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第49号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程15.議案第50号 平成25年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正 予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第50号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程16. 議案第51号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予 算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第51号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程17. 議案第52号 平成25年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第52号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程18. 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の 変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

- ○13番(里川宜志子君) 53号につきましては、知事が許可する日をもってというふうな表現がなされておりますので、実質的に26年4月1日からやっていくんだということも言われておりますけれども、今後の手続きのスケジュールですね、各議会が終わった後どんなふうに進めていって、知事の許可をとるための手続きというものがどんなふうに進むのかというものがちょっとイメージができないものですから、この各議会が終わった後のスケジュール的なものを教えていただけますか。
- ○議長(中西和夫君) 乾総務部長。
- ○総務部長(乾善亮君) 今、この市町村の数の変更でありますとか規約の一部の改正に つきまして、各それぞれ56の、今、市町村とそれから組合が加盟しておりますけれど も、それぞれの議会におきまして上程がされまして、それが承認されますと、その議案 書の、決議書の証明をしたものをこの協議会のほうにされるということでございます。

そして、その中で総会が行われまして、そしてこの地方自治法第286条第1項の規 定に基づきまして奈良県知事に許可の申請をされるということでございます。

その時期につきましては今のところ未定でございますけれども、当然、26年4月1日からということで、今、予定で動いておりますので、それまでの間の中で総会が開かれて知事に許可の申請をしていくという形になろうかというように思います。

- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 総合本部のほうが橿原市のほうに設置をされていくというふうに私は聞き及んでいるので、橿原市が中心になってこういう手続きのほう、進めていっていただくのかなというふうには思うものの、ただ、今の現状で、各議会が終わったらこうしましょう、どうしましょうというような、いつごろ知事のほうへ申請をあげましょうと、こういうことが未定であるという、こういう不確定な問題がこの中には潜んでいるということが明らかになったというふうに私は思っております。そういう準備不足の中で行われる問題ではないかという懸念をしているということだけ申しあげておき

たいと思います。

以上です。

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程19. 議案第54号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) この、ちょっと私、これは本当によくわからないので教えていただきたいんですが、これを見せていただく中でですね、新旧対照表がついております。そして、この新旧対照表を見る中で、先ほどの説明もございましたが、4つの消防組合、旧の中に入っている、この4つの消防組合が抜ける。そして新のほうでは奈良県広域消防組合として入るというような形になっているんですがね、消防組合というのはもともと奈良県に13あって、奈良市、生駒市が入らないということでは11の消防組合があるんですけれども、その11の消防組合が、今までこの組合、市町村の中に入っていないところなのか、この4つしか今、あがっていない。そして、でも、全部含めた形で奈良県広域消防組合となると。

そんな中でね、職員さんの処遇についてなんですが、退職金の関係で、ここに、退職手当の支給に関することであがっているんですけれども、全く別のところからここへ入るというような、そういう形になるのか。私たちの入っている西和消防はここに入っていて、こういうふうに移りますよということは、そのまま身分、処遇というのはそのままなのかなというふうに思いますけれども、全く別の組織だったら、じゃあほかの消防組合の方って、一旦完全に退職したことになってしまうのか、そしてまた一からこちらに入らなあかんのかというような疑問を感じるんですね。

私、これ、4つしかあがっていない、この辺がどんなふうになっているのかなというのが、もう本当にこれは私の疑問なんです。ちょっとよくわからないというのが本音なんで、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

- ○議長(中西和夫君) 乾総務部長。
- ○総務部長(乾善亮君) この奈良県市町村総合事務組合の中に、退職手当を、独自の、 自分のところで制度を持っておられるところがございます。それは、桜井市と五條市と 大和郡山市、これは生駒と奈良市はもちろん外しますけれども、それ以外のところで奈 良市と五條市、大和郡山市、これは市関係は独自で退職手当の制度を持っておられます。

そして、消防の関係では、山辺広域行政組合、それから中和広域消防組合、この2組合につきましては独自で退職手当制度を持っておられます。

今回、当然、奈良県広域消防組合ができますので、当然、この今申しあげました3市と2組合につきましては、当然退職手当につきましては、旧の構成団体といいますか、今の現行ですね、現行のそれぞれの団体からその職員がかけられた、当該年度ごとに必要な退職手当の負担金ですね、これを徴収していくということになって、この消防の関係でしたら、奈良県の広域消防組合から退職手当金を払うという形になりまして、奈良県広域消防組合の中で退職手当組合条例を制定していくということで、そういう形で引継ぎを行っていくと。一旦退職されたという形ではなくて、その期間は引き継いでいくということにもちろんなりますし、支払う先が、出す団体が変わってくるという考え方になります。

- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) そうしましたら、これまで自分のところで持っておられたところが、それ相応のお金を持ってこっちの奈良県広域消防組合のほうへの加盟に変わっていくというようなことになるんでしょうかね。私、ちょっとこの辺のね、なんか県が主導やったり行政が主導やったらこんな勝手なこと、全く別のところからこっちへ無理やり入っても、その同じようにこういうふうに移動しますよというようなね、ほかの部分でそんな簡単なこと、本来できない。全然別の規約とかがあって、その規約やめたからといってこっちの規約にすっとそんな入れるというような、そんな安易なものでは、今までからいろいろなこと見てくる中で、そんな安易なことにはならないけれども、行政がやることやったらそんな都合のいいことができるのかなと思いながら、まあでも、こういうことが行われたことで消防士さんの処遇が悪くなるとか処遇に問題が出てくるということがあってはやっぱりならないというふうに思っておりますので、その辺の整理をやっぱりきちっとしていっていただけたらなというふうには思っております。

ただ、今、総務部長のほうから言っていただきました、3市と2組合ですよね。4組合がこの旧として載っているということで、私、先に申しあげました、11組合あると思うんですけれども、消防組合、11ではなかったですかね。これで言うと、今、部長言うてくれはったんやったら、旧が9組合というふうな考え方、9つになっていて、それが1つになるというふうな、ご答弁ではニュアンスになると思うんですが、ここだけちょっと、もう一度確認させていただけますか。

○議長(中西和夫君) 乾総務部長。

- ○総務部長(乾善亮君) すみません。ちょっと今のところ、ちょっとわかりかねます。 申しわけございませんが、後ほどちょっと答弁させていただきたいと思います。
- ○議長(中西和夫君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 先ほども申しあげましたように、私たちはこの問題についてはもう少し時間をかけて議論をし、町民の皆さん方にもお知らせをしてやっていくべきだという、もともとの考えも持っておりましたが、今まさに、こういうところについて、議案として出てきて、そして私たちが疑問に思うところにつきましても、未定であったり十分にご説明がいただけないというような状況であるという現実につきまして、それを踏まえさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第54号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程20. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程11. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、以上2議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、諮問第4号については、一括議題とし、委員会付託を省略いた します。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) それでは、諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員の推薦に ついて意見を求めることについて(その1)及び(その2)につきまして説明をさせて いただきます。

現委員の西尾雅央氏及び應矢志図香氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となりますことから、西尾雅央氏を引き続き推薦することについて、また、應矢志図香氏の後任といたしまして、新たに森田敬子氏を推薦することについて、議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第3号から順次議案書を朗読させていただきまして、説明とさせてい

ただきます。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その1)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成25年12月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町神南4丁目2番18号

氏 名 西尾 雅央

生年月日 昭和19年5月9日

なお、西尾氏の略歴につきましては次のページの記載のとおりでございまして、朗読 につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、諮問第4号であります。議案書を朗読させていただきます。

諮問第4号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて (その2)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成25年12月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町稲葉西1丁目7番4号

氏 名 森田 敬子

生年月日 昭和35年6月15日

なお、森田氏の略歴につきましても次のページの記載のとおりでございますが、朗読 は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、なにとぞ満場一致でご了承を賜りま すよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。

本案については、質疑討論を省略し、一括して適任であるとの意見を付して答申する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦 について意見を求めることについて(その1)、諮問第4号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)については、満場一致をもって適任であると の意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程22、同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長(乾善亮君) それでは、同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員 の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明をさせていただきます。

現委員の宮崎莊平氏の任期が平成25年12月21日をもって任期満了となることから、新たに吉岡祥充氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

同意第15号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年12月2日提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 斑鳩町龍田西8丁目3番7号

氏 名 吉岡 祥充

生年月日 昭和30年5月10日

なお、吉岡氏の略歴につきましては、次のページの記載のとおりでございますが、朗 読につきましては省略をさせていただきます。

以上で説明とさせていただきますが、なにとぞ満場一致でご同意を賜りますようお願いを申しあげます。

よろしくお願いをいたします。

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。

同意第15号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、同意第15号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程23. 陳情第5号 「要支援者に対する介護保険サービスの継続」を求める意見書提出のお願いについてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第5号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明12月3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しております ので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

( 午後 0時 4分 散会 )